

令和8年度山形県XRビジネス実証事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、デジタル関連産業の集積を図ることにより、デジタルコンテンツ産業を新興し、所得の高い仕事の増加、若者・女性の県内定着、産業の高付加価値化及びスタートアップの創出を推進するため、県内の中小企業・小規模事業者がXR（クロスリアリティ）技術を活用した実証事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で事業者に対し補助金を交付する。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付を受けることができる事業者（以下「補助事業者」という。）は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者であって、県内に事業所を有する者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる実証事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者がXR（クロスリアリティ）技術を活用して、新事業展開や高付加価値化につながる実証を行うものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助金の交付の決定の日から令和9年1月31日までに実施した次に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下「補助対象経費」という。）の3分の2に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は3,000,000円のいずれか低い額とする。

- (1) 補助事業のために使用するソフトウェア・システムの構築に要する経費
- (2) 前号の構築と一体で行う謝金、旅費、借料・損料、消耗品費、委託費、人件費、雑役務費、資料購入費及び受講料に要する経費

(交付の申請)

第5条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の額の増を伴う変更
 - (2) 補助対象経費の合計額の20%を超える増減（増減額が10万円以内の場合を除く。）
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第2号）に第5条各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
- 3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。
- 4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第4号）を提出しなければならない。
- 5 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。
- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
 - (2) 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類については、補助事業完了の年度の翌年度から5年間（取得財産等のうち規則第22条及び第11条第1項の規定により処分が制限されているもの（次号において「処分制限財産」という。）に係るものについては、当該制限を受ける期間）保管しておかななければならない。
 - (3) 処分制限財産については、財産管理台帳（別記様式第5号）を備え付けておかななければならない。

(状況報告)

第8条 規則第12条の規定による補助事業状況報告書（規則別記様式第2号）は、知事が必要があると認めて求めた場合において、事業実施状況調書（別記様式第6号）を添付して、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了後15日を経過する日又は令和9年2月12日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第7号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の支払)

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

(財産処分の制限)

第11条 規則第22条第2号及び第3号の規定により、機械及び重要な器具で知事が指定する

もの並びに知事が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて定めるものは、取得し、又は効用の増加した価格が1件50万円以上のものとする。

- 2 規則第22条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。
- 3 補助事業者は、規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

山形県知事 氏 名 殿

事業者 所在地
名 称
代表者職氏名

令和8年度山形県XRビジネス実証事業費補助金交付申請書

令和8年度において、山形県XRビジネス実証事業について、標記補助金 円を
交付されるよう、山形県補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により関係書類を添付
して申請する。

山形県知事 氏 名 殿

事業者 所在地
名 称
代表者職氏名

令和8年度山形県XRビジネス実証事業費補助金
実施事業状況（又は実績）報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付の決定の通知があった標記補助事業について、山形県補助金等の適正化に関する規則第12条（又は第14条）の規定により、その状況（又は実績）を関係書類を添付して報告する。

別記様式第1号

事業計画書

1 事業者の概要等

(1) 事業者の概要

商号又は名称			
商号又は名称 (カナ)			
代表者役職			
代表者氏名			
郵便番号			
本社所在地			
電話番号		FAX番号	
Webページアドレス			
担当者の役職及び氏名	役職		氏名
担当者メールアドレス			
資本金・出資金	円		
従業員数	人		
創業・創立日 (西暦)	年	月	日
主たる業種 (日本標準産業分類 中分類)	コード		名称

(2) 経営状況表 (直近2期分の実績)

	(前期)				(前々期)				
	20	年	月	~20	年	月	20	年	月
①売上高									
②経常利益									
③当期純利益									

(3) 事業者区分

<input type="checkbox"/> 中小企業 <input type="checkbox"/> 小規模事業者

2 補助事業の内容

(1) 事業計画名 (体言止めで30字以内)

--

(2) 具体的な内容

① 補助事業に取り組む背景
② 補助事業の実施内容の詳細
③ 補助事業の実施により見込まれる効果等
④ 実施体制
⑤ スケジュール

(3) 補助事業の実施場所

郵便番号	
住所	
実施場所名	

(4) 補助事業完了予定日

令和 年 月 日

3 補助金所要額計算

経費区分	(A) 補助対象経費 支出予定額 (税抜)	(B) $(A) \times 2/3$ (千円未満切捨)	(C) 補助基準額	(D) 補助金所要額 (B)又は(C) のいずれか 低い額	(E) 自己資金 (A)-(D)	(F) 自己資金の 内訳
	円					現金・預金 円
	円					その他 () 円
合計	円	円	円 3,000,000	円	円	円

山形県知事 氏 名 殿

事業者 所在地
名 称
代表者職氏名

令和8年度山形県XRビジネス実証事業実施事業計画
変更承認（及び補助金変更交付）申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり事業計画を変更し（、補助金 円の変更交付を受け）たいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう、関係書類を添付して申請する。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 補助金変更交付申請額（補助金の額に変更がある場合）

既 交 付 決 定 額	金	円(A)
今回変更増△減額	金	円(B)
変更交付申請額	金	円(A)+(B)

(注) 添付書類のうち、様式第1号については、変更前と変更後とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。また、その他の添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものだけに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

山形県知事 氏 名 殿

事業者 所在地
名 称
代表者職氏名

令和8年度山形県XRビジネス実証事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう申請する。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の時期

山形県知事 氏 名 殿

事業者 所在地
名 称
代表者職氏名

令和8年度山形県XRビジネス実証事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第2号の規定により指示を受けたので、下記のとおり報告する。

記

- 1 予定の期間内に完了しない（遂行が困難となった）理由
- 2 遂行状況と今後の見通し

別記様式第 5 号

財 産 管 理 台 帳

事業者名： _____

事業実施年度		令和 年度～ 年度		県補助事業名	令和 8 年度山形県 X R ビジネス実証事業費補助金							
事業の内容			工期（納期）		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要
工種・構造 ・性能・施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 (契約) 年月日	竣工 (納入) 年月日	総事業費	負担区分		耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
						県費	その他					
合 計												

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。
 5 本財産管理台帳は、処分制限期間を満了する年度の翌年度末まで保存すること。

事業実施状況調書

1 事業者名

2 補助事業の実施状況

3 事業の遂行状況

経費区分	総事業費 (補助対象 経費)	令和 年 月 日 までに完了したもの		令和 年 月 日 以降に実施するもの		備考
		事業費 (注)	出来高比率	事業費 (注)	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		
合計						

(注)「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

事業実績書

1 事業者名

2 事業完了年月日 令和 年 月 日

3 補助事業の実績

4 補助金所要額計算

経費区分	(A) 補助対象経費 支出額 (税抜)	(B) (A) × 2/3 (千円未満切捨)	(C) 補助基準額	(D) 補助基本額 (B) 又は (C) のいずれか 低い額	(E) 補助金 既交付決定額	(F) 補助金所要額 (D) 又は (E) のいずれか 低い額
	円					
	円					
合計	円	円	円 3,000,000	円	円	円

5 添付書類

事業の実施を証する証拠書類（契約書、帳簿、通帳、領収書等）の写し及び写真

山形県知事 氏 名 殿

事業者 所在地
名 称
代表者職氏名

財産処分承認申請書

令和8年度山形県XRビジネス実証事業費補助金により取得し、又は効用の増加した財産について、下記のとおり処分したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第22条の規定により承認されるよう、関係書類を添付して申請する。

記

- 1 処分の理由及び今後の利用方法等
 - (1) 処分を行う理由
 - (2) 今後の利用方法

- 2 処分の対象財産
 - (1) 事業実施主体
 - (2) 財産の名称、所在、型式、数量
 - (3) 事業費、補助金額、補助率
 - (4) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数
 - (5) 現況図面又は写真（添付）

- 3 処分予定年月日

- 4 その他知事が必要と認める資料